

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく 規制区域（案）等についての意見募集

令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、甚大な人的・物的被害が発生したことを踏まえて、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することを目的に「宅地造成等規制法」（旧法）が抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）として令和5年5月26日に施行されました。

八戸市では、盛土規制法に基づき青森県が行った基礎調査を基に、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域として規制区域（案）を作成しましたので、広く市民の皆様にごその内容をお知らせするとともに、下記のとおり意見募集（パブリックコメント）を実施します。

なお、当市においては令和8年4月に区域指定を行う予定です。

募集期間	令和7年 4月 28日（月）～令和7年 5月 27日（火）（必着）
意見の 提出方法	別紙「意見記入様式」又は住所、氏名及び電話番号を明記した任意様式により、電子メール、郵送、FAX又は持参でご提出をお願いします。
提出先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1 八戸市建築指導課 E-mail: kenchikusido@city.hachinohe.aomori.jp FAX: 0178-41-2302（都市政策課内）
資料等	◎規制区域（案）……………下記の場所で <u>閲覧</u> できます。 ◎運用事項の概要（案）………下記の場所で <u>閲覧</u> できます。 ◎技術的な許可基準（案）…下記の場所で <u>閲覧</u> できます。 ◎意見記入様式……………下記の場所で <u>入手</u> できます。 【閲覧・入手場所】 市ホームページ、市庁本館・別館案内、南郷事務所、建築指導課 各地区公民館、各市民サービスセンター
その他	・お寄せいただいたご意見やご意見に対する市の考え方は、住所、氏名等の個人情報除いて、概要を後日公表します。 ・ご意見に対し、個別の回答は行いません。 ・住所、氏名が記載されていない場合や電話、来庁による口頭でのご意見はお受けできません。 ・ご記入いただいた住所、氏名、電話番号は、ご意見の内容について不明な点があった場合等の連絡のために使用します。

【お問合せ先】 八戸市 都市整備部 建築指導課（別館6階）

T E L : 0178-43-9136（直通）

F A X : 0178-41-2302（都市政策課内）

E-mail: kenchikusido@city.hachinohe.aomori.jp